

平成 29 年 3 月 31 日 制定 (国空航第 11617 号)
令和 4 年 3 月 30 日 最終改正 (国官参次第 34186 号)

航空局安全部無人航空機安全課長

航空局ホームページに掲載する無人航空機の操縦者に対する技能認証等
を実施する団体等の確認手続について

1. 目的

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(以下「審査要領」という。)
2-2-1(6)において規定する、無人航空機等の操縦者に対する講習及び技能認証を
実施する団体等(以下「講習団体」という。)を航空局ホームページに掲載する際
の手続を定めることを目的とする。

2. 技能認証確認の願出

航空局ホームページへの掲載を希望する講習団体は、様式 1 の「無人航空機等
の操縦者に対する技能認証を実施する団体等の航空局ホームページ掲載にかか
る確認について(願出書)」を提出し、航空局の確認を受けること。

ただし、講習団体に定期的な監査等を行う団体等(以下「管理団体」という。)
による認定等を受けている講習団体の願出は、当該管理団体を代表者としてと
りまとめて行うことができる(当該管理団体が、事前に様式 2「管理団体として
の航空局ホームページ掲載にかかると確認について(願出書)」を航空局に提出し
て確認を受け、航空局ホームページに掲載されている場合に限る。)。この場合、
航空局による講習団体の確認は管理者及び教官の氏名について行うこととする。

3. 確認事項

航空局は、様式 1 又は様式 2 の内容を確認の上、2. の確認の願出を行った講
習団体又は管理団体(以下「願出者」という。)と調整の上、必要に応じ実地検
査を行い、使用する無人航空機の種別及び飛行形態に応じ、次に掲げる事項につ
いて適切であることを確認することとする。

(1) 講習団体の要件

① 管理者・教官の配置

- a 次に掲げる要件を満たす者であって、講習及び技能認証(以下「講習等」
という。)に係る運営を適正に管理できると認められる者(以下「管理者」

という。)を配置すること。

- ・講習等を統括的に管理できる権限及び責任を有すること。
 - ・講習等について必要な知識及び経験を有すること。
- b 次に掲げる要件を満たす教官であって、講習等を適切に実施できると認められる者を必要数以上配置していること。
- ・飛行経歴が50時間以上である者。
 - ・教官任用教育(担当する講習等の内容、教育及び審査技法並びに担当する講習等のオブザーブ)を受け、管理者が講習等を適切に実施できると認めた者。

②組織運営

- a 講習等に係る責任体制及び役割が明確に定められていること。
- b 当該講習等を1年以上行っていること。ただし、これまでに100人以上の講習等の実績を有し、継続して運営できる能力を十分有すると認められる場合は、この限りでない。
- c 講習等に必要な施設及び機材を使用することが可能であること。

③講習等の実施方法

- a 講習の内容(使用する教材、カリキュラム(少なくとも別添1と同等以上の内容を含むこと)及び飛行マニュアル)が、飛行形態(基本飛行、夜間飛行、目視外飛行及び物件投下)に応じて定められている審査要領の内容を含んでいること。
- b 講習科目は、学科と実技の内容を含むこと。
- c 講習期間は2日間以上とし、適切な時間数が定められていること。
- d 講習後に実技による技能審査を行い、飛行形態に応じて操縦に必要な知識及び技術を有し、かつ、飛行時間が10時間以上であることを飛行記録等で確認し、それを証する技能認証の証明書を発行すること。

④管理方法・体制

- a 技能認証の証明書には、発行する団体名、操縦者の氏名、技能を確認した日、認証した飛行形態、対象となる航空機の種類を記載するとともに、連番で証明書の管理を行うこと。
- b 教官の任用及び技能認証に係る記録類を適切に作成及び管理していること。
- c 講習の内容及び技能審査の結果等を定期的に評価し、当該評価結果により、講習等の方法・体制を見直すよう定められていること。

⑤講習マニュアル

以下の項目について上記の内容を含めた講習マニュアルを作成し、願出時に提出すること。

- ・管理者の氏名及び経歴
- ・教官の氏名、経歴並びに教育及び飛行実績
- ・講習等に係る責任体制及び役割
- ・講習施設の概要
- ・講習の内容、方法及び実績
- ・技能認証の方法
- ・講習等に係る記録の作成、管理等の方法及び体制
- ・講習等の定期的な評価及び見直し方法

⑥航空局への報告

次に掲げる事項について、次に掲げる時期に航空局に報告すること。

- ・技能認証を行った者の一覧：3ヶ月毎（毎月10日まで）（ただし、管理団体がとりまとめて願出書を提出し、確認を受けた場合を除く。）
- ・講習マニュアルに変更がある場合は該当箇所：変更前

(2)管理団体の要件

①管理者等の配置

a 次に掲げる要件を満たす者であって、講習団体の指導及び監督に係る業務の運営を適正に管理できると認められる者（以下「管理者」という。）を配置すること。

- ・運営を統括的に管理できる権限及び責任を有すること。
- ・講習団体の認定及び監督について必要な知識及び経験を有すること。

b 次に掲げる要件を満たす者であって、講習団体等の指導及び監督にあたって必要な知識及び技能を有すると認められる者（以下「管理者補佐」という。）を配置すること。

- ・講習団体における教官以上の知見及び技能を有すること。
- ・講習団体に対する指導及び監督業務についての教育及び訓練を受け、管理者が適切であると認めた者であること。

②組織運営

a 講習団体への指導及び監督業務に係る責任体制及び役割が明確に定められていること。

- b 当該管理業務を1年以上継続して行っていること。ただし、10団体以上の講習団体の認定実績を有し、継続して運営できる能力を十分有すると認められる場合は、この限りでない。
- c 傘下の講習団体に、2団体以上が属すること。

③講習団体への指導監督等

- a 講習団体を認定する際に、(1)の要件(②bを除く。)を満たしていることを確認することとなっていること(ただし、講習団体として航空局ホームページに掲載する場合にあっては、(1)②bを満たしていなければならない。)
- b 管理団体は、講習団体に対し、年に1回以上監査を行い、認定した体制が維持されていることを確認すること。
- c 監査の実施方法、項目等を定めていること。

④管理方法・体制

- a 管理者補佐等の任用、講習団体への監査等の記録を適切に作成及び管理していること。
- b 認定した講習団体等が実施する技能認証状況を適宜把握していること。

⑤管理マニュアル

以下の項目について上記の内容を含めたマニュアルを作成し、願出時に提出すること。

- ・管理者の氏名及び経歴
- ・管理者補佐の氏名、経歴並びに教育及び飛行実績
- ・管理業務に係る責任体制及び役割
- ・講習団体の認定及び監督実績
- ・講習団体の認定基準
- ・講習団体への監査等の監督方法及び体制
- ・管理業務に係る記録の作成及び管理の方法及び体制

⑥航空局への報告

次に掲げる事項について、次に掲げる時期に航空局に報告すること。

- ・認定を行った講習団体一覧及びそれぞれの団体で発行した技能認証の一覧：3ヶ月毎
- ・管理マニュアルに変更がある場合は該当箇所：変更前

4. ホームページへの掲載

航空局は、3.を確認し適当と認められる場合は、願出者にその旨連絡するとともに、速やかに航空局のホームページへ講習及び技能認証を確認した団体等として掲載することとする。

5. ホームページの掲載の取りやめ

団体等から航空局ホームページ掲載について取りやめの希望があった場合又は団体等が3.に掲げる要件を満たさなくなった場合には、当該団体等をホームページへの掲載を取りやめることとする。

6. その他

航空局ホームページに掲載された団体等は、航空局から実地確認等に関し協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

附 則（平成29年3月31日 国空航第11617号）

本通達は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2715号）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年9月17日 国官参次第77号）

この改正通達は、令和3年9月17日から施行する。

附 則（令和4年3月30日 国官参次第34186号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

(別添1)

無人航空機の操縦技能に係る講習カリキュラム

1. 学科講習

| 講習科目 |
|--|
| (1) 航空法関係法令に関する知識（無人航空機に関する事項に限る。） |
| (2) 安全飛行に関する知識 <ul style="list-style-type: none">・ 飛行ルール（飛行の禁止空域及び飛行の方法）・ 気象に関する知識・ 無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能等）・ 取扱説明書に記載された日常点検項目・ 自動操縦システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目（当該システムを装備している場合に限る。）・ 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制・ 飛行形態に応じた追加基準 |

2. 実技講習

| 講習科目 |
|--|
| (1) 飛行前の確認 <ul style="list-style-type: none">・ 周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速、風向等の気象等）・ 燃料又はバッテリーの残量確認・ 通信系統及び推進系統の作動確認 |
| (2) 遠隔操作により飛行させることができる無人航空機の場合にあっては、(1)の能力に加えて、GPS 等による位置の安定機能を使用せずに次に掲げる飛行を実施できる能力 <ul style="list-style-type: none">① 安定した離陸及び着陸<ul style="list-style-type: none">(例) 操縦者から 3 m 離れた位置で、3 m の高さまで離陸し、指定の範囲内に着陸できること。② 安定して次に掲げる飛行<ul style="list-style-type: none">・ 上昇・ 一定の位置で高度を維持したホバリング（回転翼航空機に限る。）<ul style="list-style-type: none">(例) 飛行させる者の目線の高さにおいて、一定の時間の間、ホバリングにより指定された範囲内（半径 1 m の範囲以内）にとどまることができる能力 |

・ホバリング状態から機首の方向を 90° 回転（回転翼航空機に限る。）

・前後・左右移動

（例）

指定された離陸地点から、前後方向に 20m離れた着陸地点に移動し、着陸する飛行を 5回連続して安定して行うことができる能力

・水平面内での飛行

（例）

一定の高さを維持したまま、指定された地点を順番に移動する飛行を 5回連続して安定して行うことができる能力

・下降

(3) 自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合にあっては、(1)の能力に加えて、次に掲げる能力

① 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。

② 自動操縦システムによる飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。なお、操作介入が遠隔操作による場合には、(2)の能力。

(4) 飛行形態に応じた操縦能力

① 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行、

地上又は水上の人又は物件との間に 30mの距離を保てない飛行、多数の者の集合する催し場所の上空における飛行及び危険物の輸送に係る飛行の場合

・意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させるための能力

（例）

・対面飛行により、左右方向・前後方向及び水平面内での飛行を円滑に実施できること

・操縦者から 10m 離れた地点で、水平飛行と上昇・下降を組み合わせた飛行を 5回連続して安定して行うことができること

・8の字飛行を 5回連続して安定して行うことができること

② 夜間飛行の場合

・夜間、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させる能力

③ 目視外飛行の場合

・モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができると及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる能力

④ 物件投下に係る飛行の場合

・5回以上の物件投下の実績を有し、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる能力

⑤ 飛行形態に応じて必要な安全確保の体制を実施できる能力

(様式1)

年 月 日

無人航空機等の操縦者に対する技能認証を実施する 団体等の航空局ホームページ掲載等にかかる確認について(願出書)

無人航空機安全課長 殿

氏 名

及び住所

(連絡先)

講習団体として、航空局ホームページへの掲載又は掲載事項の変更若しくは掲載の取りやめのための確認を受けたいので、以下のとおり提出します。

| | |
|---|--|
| 団体名 | |
| 技能認証名称 | |
| 担当部署 | |
| 問い合わせ先 | 電話番号： URL： E-mail： 所在地： |
| ※ホームページには団体名、名称、担当部署及び問い合わせ先が記載されます。 今後、問合せを受け付けることが出来る連絡先を記載ください。 | |
| 願出の種類 | <input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 変更 / <input type="checkbox"/> 掲載の取りやめ |
| 使用する航空機の種別 | <input type="checkbox"/> 飛行機 / <input type="checkbox"/> 回転翼航空機 / <input type="checkbox"/> 滑空機 / <input type="checkbox"/> 飛行船 / <input type="checkbox"/> その他 () |
| 技能認証に含む飛行形態 | <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 <input type="checkbox"/> 人又は物件と30mの距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 <input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域 <input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 |
| 備考 | |

(注1) 航空局ホームページ上の掲載事項の変更又は掲載の取りやめを希望する場合は、再度、この様式1に必要な事項を記載し、必要な書類とともに提出すること。

(様式2)

年 月 日

管理団体としての航空局ホームページ掲載等にかかる確認について(願出書)

無人航空機安全課長 殿

氏 名

及び住所

(連絡先)

管理団体として、航空局ホームページへの掲載又は掲載事項の変更若しくは掲載の取りやめのための確認を受けたいので、以下のとおり提出します。

| | |
|---|--|
| 団体名 | |
| 担当部署 | |
| 問い合わせ先 | 電話番号： URL： E-mail： 所在地： |
| ※ホームページには団体名、名称、担当部署及び問い合わせ先が記載されます。 今後、問合せを受け付けることが出来る連絡先を記載ください。 | |
| 願出の種類 | <input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 変更 / <input type="checkbox"/> 掲載の取りやめ |
| 管理対象となる講習団体が使用する航空機の種別 | <input type="checkbox"/> 飛行機 / <input type="checkbox"/> 回転翼航空機 / <input type="checkbox"/> 滑空機 / <input type="checkbox"/> 飛行船 / <input type="checkbox"/> その他 () |
| 管理対象となる講習団体の技能認証に含む飛行形態 | <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 <input type="checkbox"/> 人又は物件と30mの距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 <input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域 <input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 |
| 備考 | |

(注1) 航空局ホームページ上の掲載事項の変更又は掲載の取りやめを希望する場合は、再度、この様式2に必要事項を記載し、必要な書類とともに提出すること。